



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 山梨中央銀行  
代表者名 代表取締役頭取 進藤 中  
(コード番号 8360 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 井上久仁  
(TEL. 055-233-2111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 112 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、また周知性の向上および手続の合理化を図るため、定款第 5 条に定める当行の公告方法を電子公告に変更し、併せて事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、また、今後も適切な人材の登用・招聘ができるように、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役と同契約を締結することができる旨、定款第 28 条および定款第 40 条を新設するものであります。  
なお、定款第 28 条の規定を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の変更に伴い、条数を変更するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線\_\_は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 (省 略) }	(商号) 第 1 条 (現行どおり) }

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告は、山梨日日新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>}</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(権限)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>}</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集)</p> <p>第39条 (省 略)</p> <p>}</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第47条 (省 略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、山梨日日新聞および日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>}</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役(業務執行取締役等であるものを除く。))の責任限定契約)</u></p> <p>第28条 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。))との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>(権限)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>}</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第40条 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>}</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第49条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月24日

定款変更の効力発生日

平成27年6月24日

以 上